

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成26年6月20日

県南広域振興局長 遠藤達雄

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア マックスバリュ東北株式会社

イ 株式会社サンデー

ウ イオンタウン株式会社

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン北上 北上市里分4地割17番地2ほか

(3) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(4) 変更する年月日 平成27年2月10日

(5) 変更の理由 施設運営計画の見直しのため

2 届出年月日 平成26年6月9日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所